

平成 27 年 8 月 3 日

(宛先) 松阪市長

Matsusaka-EMS  
外部環境監査チーム

外部環境監査員 (氏名・印省略)

## 外部環境監査報告書

Matsusaka-EMS 外部環境監査の結果について、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の日程

平成 27 年 7 月 30 日 (木) 9 時 00 分～17 時 00 分

平成 27 年 7 月 31 日 (金) 9 時 30 分～17 時 00 分

### 2. 監査の対象

総務部財務課、環境生活部環境・エネルギー政策推進課、  
環境生活部清掃施設課 (クリーンセンター、最終処分場)、  
福祉部こども未来課、産業経済部林業・農山村振興課、  
都市整備部都市計画課、教育委員会事務局学校支援課、  
嬉野地域振興局地域振興課

### 3. 監査の内容

#### ① 監査の対象期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

#### ② 監査実施内容

- ・エコフィスアクションプログラムまつさかにおける取組みについて
- ・環境基本計画重点事業について
- ・職場研修の実施状況について
- ・緊急事態対応訓練の実施状況について
- ・法令の順守状況について 等

#### ③ 監査方法

会議室におけるヒアリング及び視察

### 4. 監査結果

## (1)監査の概要

2項に示す監査対象部署について監査した結果、運用自体に特に問題となる事項や指摘事項はありませんでしたが、本 EMS システムの妥当性及び有効性の確認について、その実施の有無が確認出来ませんでした（いわゆるマネジメントレビュー）。システムの見直しは必要な時に実施するという運用となっておりますが、独自 EMS を運用し4年目となっております。この間システムの見直しに関する提案等の記録が確認できませんでしたので、定期的なレビューの実施結果を記録として保管されることを検討願います。

## (2)監査の所見

### ①環境基本計画重点事業

今回の監査対象では、環境・エネルギー政策推進課で5事業、都市計画課で2事業、学校支援課で1事業、嬉野地域振興課で1事業、林業・農山村振興課で4事業と計13事業を確認しました。

この中で未達となった事業は環境・エネルギー政策推進課での「浄化槽設置促進事業」と「環境パートナーシップ会議事業」でしたが、活動自体は十分実施されており数値目標に対しての僅かな差による未達判定とと思われますので、実際の活動としてはすべて熱心に取り組まれているように感じました。

特に学校支援課の「学校環境 ISO の推進」、嬉野地域振興課の「ネコギギの保護」、林業・農山村振興課の「森林の保全と林業の活性化に関する事業」や「里山の森林安全安心対策事業」などは環境方針の目指す部分に通じる所でもあるため、今後も力を入れて行って戴きたいと思います。

全体としては良い活動されている中で、文書の書き方として気になる点がありました。それは、「学校環境 ISO の推進」において各学校が提出する計画書において、いくつかの小学校からの計画書に日程の無いものが見受けられました。改善の検討を推奨いたします。

### ②各課別個別目標

全ての監査対象部署ともに達成度は、概ね良好でした。今回も省エネ省資源に起因する目標がいくつか散見されましたが、業務特性を考慮し省エネ系目標を設定したことが、ヒアリングで理解出来ましたので概ね問題は無いかと思えます。できれば省エネ系はエコフィス活動に集約し、課の業務を実施することで得ることが出来る業務特性を考慮した目標の立案を進めてもらえればと思います。

### ③緊急事態の訓練

監査対象部署の3部署で緊急事態の訓練が実施されておりましたが、二つの部署に置いて緊急事態の想定がやや明確でなく（漏洩量の想定が不明）想定条件によっては、実施されている手順では十分な緩和が出来ない可能性もあるため、今後は考慮願います。

## (3)今後についての気付き

温室効果ガスの削減活動として、各種使用量等の把握やエコフイイス活動を実施していますが、使用量のとりまとめ結果が前年度との比較、エコフイイス活動が単年度の推移とその年度の活動を評価する流れになっています。

基本的に単年度の活動を評価するシステムですので、これ自体は問題ありませんが、庁舎の増築改修、部署の統廃合や移動等に起因する活動によって大きく変動するケースが多々生じています。過去5年程度の推移データもあわせて記録することによって、全体的な流れが確認出来るようになり、突発的な事象が本当にイレギュラーなのかそうでないのか、より掴み易くなると思います。一手間増えますが、年度毎のグラフ管理での見える化を追加すると分かりよいかと思います。

各種計測が様々な部署で実施され記録されていますが、記録表に合否判定基準が無いもの、合否判定基準はあるが基準を超えたときに取られた措置が記録されていないものが見受けられました。ヒアリングでは、明らかに判定基準をもっていて業務が遂行されていることが確認できましたので、記録に残す測定値の中で重要なものについては、『合否判定基準を記録表に明記すること』、『その基準に従って合否判定を記録すること』、『不合格の場合はその措置を記録すること』を推奨致します。

市民とのコミュニケーションにおいて、環境に関する提案その他意見や苦情などがあった場合は、各課等における処理手順に沿って適切に対処されているように感じましたが、そこで得られた情報が環境管理事務局へあまり伝達されないように感じます。内容は千差万別かと思いますが行政の**EMS** である以上市民の声が少しでも反映できるシステムというのが望ましい姿だと思いますので、**EMS** における市民とのコミュニケーションの仕組みが円滑に機能する様にする必要がありますかと思っています。

清掃施設課（松阪市クリーンセンター）で検討されています同施設での環境への対策と配慮は、ごみ焼却における余熱利用、利用水のクローズド化、雨水の利用、排ガス対策、臭気対策など最新の技術を利用した素晴らしい取組を検討されていましたので是非来年度以降の取組に期待をしたいと思います。